○京都府情報公開・個人情報保護審議会条例

令和元年12月19日

京都府条例第62号

京都府情報公開・個人情報保護審議会条例をここに公布する。

京都府情報公開・個人情報保護審議会条例

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　設置及び組織（第２条―第４条）
第３章　審議会の運営（第５条―第15条）
第４章　雑則（第16条・第17条）
第５章　罰則（第18条・第19条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、京都府情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第２章　設置及び組織

（設置及び組織）

第２条　次に掲げる条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるため、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1)　京都府個人情報保護条例（平成８年京都府条例第１号）第４条第３項第４号及び第５項、第５条第２項並びに第６条

(2)　京都府個人情報保護条例第28条第１項

(3)　京都府個人情報保護条例第30条第４項

(4)　京都府個人情報保護条例第34条第２項、第36条及び第37条

(5)　京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第１号）第19条第１項

２　審議会は、個人情報の保護及び情報公開の制度の運営に関する事項について、実施機関（京都府個人情報保護条例第２条第２号及び京都府情報公開条例第１条第１項に規定する実施機関をいう。）に建議することができる。

３　審議会は、委員10人以内で組織する。

４　委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

５　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

７　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第３条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（合議体）

第４条　審議会は、委員のうちから、審議会が指名する者５人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件その他の事項について調査審議する。

２　前項の規定にかかわらず、審議会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件その他の事項について調査審議する。

第３章　審議会の運営

（関係者の出席等）

第５条　審議会は、京都府個人情報保護条例の規定に基づく実施機関（同条例第２条第２号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）からの諮問又は報告に係る調査審議を行うため必要があるときは、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（調査審議手続の非公開）

第６条　前条の規定により審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（審査請求に関する調査審議の手続）

第７条　京都府個人情報保護条例第28条第１項及び京都府情報公開条例第19条第１項の規定による諮問に係る審議会の調査審議の手続は、前２条の規定にかかわらず、次条から第15条までに定めるところによる。

（審議会の調査権限）

第８条　審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁（京都府個人情報保護条例第２条第２号に規定する実施機関のうち、同条例第28条第１項の規定により諮問をしたもの又は京都府情報公開条例第１条第１項に規定する実施機関のうち、同条例第19条第１項の規定により諮問をしたものをいう。以下同じ。）に対し、京都府個人情報保護条例第15条第１項の規定による決定（以下「開示決定等」という。）、同条例第21条第１項の規定による決定（以下「訂正決定等」という。）若しくは同条例第25条第１項の規定による決定（以下「利用停止決定等」という。）に係る個人情報又は京都府情報公開条例第10条第１項の規定による公開決定若しくは同条第２項の規定による非公開決定（以下「公開決定等」という。）に係る公文書の提示を求めること

ができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された個人情報の開示又は公文書の公開を求めることができない。

２　諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、京都府個人情報保護条例第12条の規定による開示請求、同条例第19条の規定による訂正請求若しくは同条例第22条の規定による利用停止請求に係る個人情報に含まれている情報の内容又は公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

４　第１項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関して、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第９条　審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに、審議会に出席することができる。

（意見書等の提出）

第10条　審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第11条　審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第８条第１項の規定により提示された個人情報若しくは公文書を閲覧させ、同条第４項の規定による調査をさせ、又は第９条第１項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出された意見書等の写しの送付等）

第12条　審議会は、第８条第３項若しくは第４項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等（当該諮問に係る審査請求に関する行政不服審査法第２章第３節に規定する審理手続において当該意見書又は資料を諮問庁（諮問前にあっては、当該審査請求に対する裁決をすべ

き実施機関。以下同じ。）に提出し、又は諮問庁から当該意見書又は資料の写しの送付を受けた審査請求人等があるときは、当該審査請求人等を含む。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、当該審査請求人等以外のものの利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審議会は、当該閲覧を求めるもの以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧を拒むことができない。

３　審議会は、第１項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

４　審議会は、第２項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の併合又は分離）

第13条　審議会は、必要があると認めるときは、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

２　審議会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人等にその旨を通知しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

第14条　第７条から前条までの規定により審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第15条　審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

第４章　雑則

（庶務）

第16条　審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第17条　この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　罰則

（罰則）

第18条　審議会の委員が、第２条第７項の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らしたときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第19条　前条の規定は、京都府外において同条の罪を犯した者にも適用する。

附　則　抄

（施行期日）

１　この条例は、令和２年２月１日から施行する。

（京都府個人情報保護条例の一部改正）

２　京都府個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（京都府情報公開条例の一部改正）

３　京都府情報公開条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

８　住民基本台帳法施行条例（平成14年京都府条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正）

９　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年京都府条例第７号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略